

## 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

職場における労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という。)は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には減少してきているところです。

当署では、本年度を初年度とする「甲府労働基準監督署 山梨第14次労働災害防止計画」を掲げ、2027年には死亡者数を、2022年の死亡者数である3人から20パーセント減少させ、2人以下とするとともに、計画期間中(2023年から2027年)の死亡者数にあっては、山梨第13次労働災害防止計画期間中(2018年から2022年)の死亡者数13人から20パーセント減少させ、10人以下とすることを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、当署管内における令和5年9月末現在の死亡者数は4人と、前年同時期の1人から4倍増となっています。

令和5年に発生した死亡災害の内訳を業種で見ますと、2件が建設業、その他各1件は警備業と製造業となっており、事故の型別で見ますと、4件中3件(建設業2件、製造業1件)が墜落・転落であり、警備業については交通事故となっています。

それぞれの死亡災害の発生原因としては、墜落の危険のある個所における墜落制止用器具の使用、移動はしごの転位防止措置といった基本的な安全対策が講じられていなかったことが挙げられます。

以上のとおり、当署管内では、あってはならない死亡災害が多発しており、極めて憂慮すべき事態となっていますが、災害発生原因を分析し、事故を発生させた事業場には、再発防止対策の実施を求めていくこととしております。

つきましては、貴職におかれましても労働災害防止のための取組をより一層強化いただくとともに、以下の事項による死亡災害の防止に係る取組が実施されるよう、危機感を持って傘下事業場に対する周知及び啓発を行っていただけますよう要請いたします。

- 1 現場にいる全ての労働者が危機感を持てるような効果的な安全衛生教育を実施すること、作業計画を策定すること
- 2 リスクアセスメント等により各現場の危険性の洗い出しを促進すること
- 3 貴団体が主体となって安全衛生パトロールを実施するなどの方法により、現場の安全意識の高揚を図ること

令和5年10月13日

甲府労働基準監督署長 篠原 敦

非常事態

# 死亡災害が多発しています！

甲府労働基準監督署

甲府労働基準監督署管内の令和5年9月末現在の死亡者数は4人と、前年同期の1人から4倍増となっています。

死亡災害の内訳を業種で見ますと、2件が建設業、その他各1件は警備業と製造業となっており、事故の型別で見ますと、4件中3件(建設業2件、製造業1件)が墜落・転落であり、警備業については交通事故となっています。

各事業場におかれましては、特に次に掲げる事項について徹底していただきますようお願いいたします。

## 1 安全衛生管理体制の確立

労働災害の防止は事業者の責務です。経営トップは安全衛生方針を表明するとともに、法で定められた安全衛生管理体制を確立し、労働災害防止活動を実施しましょう。

## 2 リスクアセスメントの実施

労働災害防止対策は、過去に発生した労働災害を教訓に災害発生後に行う後追い型の対策ではなく、潜在的な労働災害のリスクを未然に除去・低減させる先取り型の対策が重要です。

リスクアセスメントについては「職場のあんぜんサイト」HPに実施支援システムがありますので活用しましょう。(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\_index.html)

## 3 機械設備の点検の実施

機械設備は本質安全化を図ることはもちろんですが、これら機械設備が常に良好な状態で保つためには日常点検や定期点検が必要です。特に法で定められている機械設備については、確実に定期自主検査(特定自主検査)を実施しましょう。

## 4 適正な作業方法の確立

安全作業マニュアルの作成に際しては、作業中の写真にわかりやすい言葉でコメントを入れるなど「安全の見える化」を積極的に推進しましょう。危険源に近づく作業や予定外の作業は、単独で行わないようにしましょう。

## 5 有資格者による作業

車両系建設機械の運転など資格の必要な作業については、有資格者以外の方が作業をしないようにしましょう。

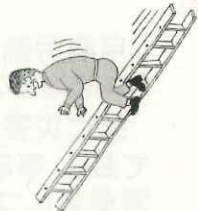

## 6 安全衛生教育の実施

計画的な実施が、繰り返し必要です。ときには、経営トップが教育の場に立ち、自らの経験をもとに安全に対する熱意や考え方を労働者に伝えることも重要です。

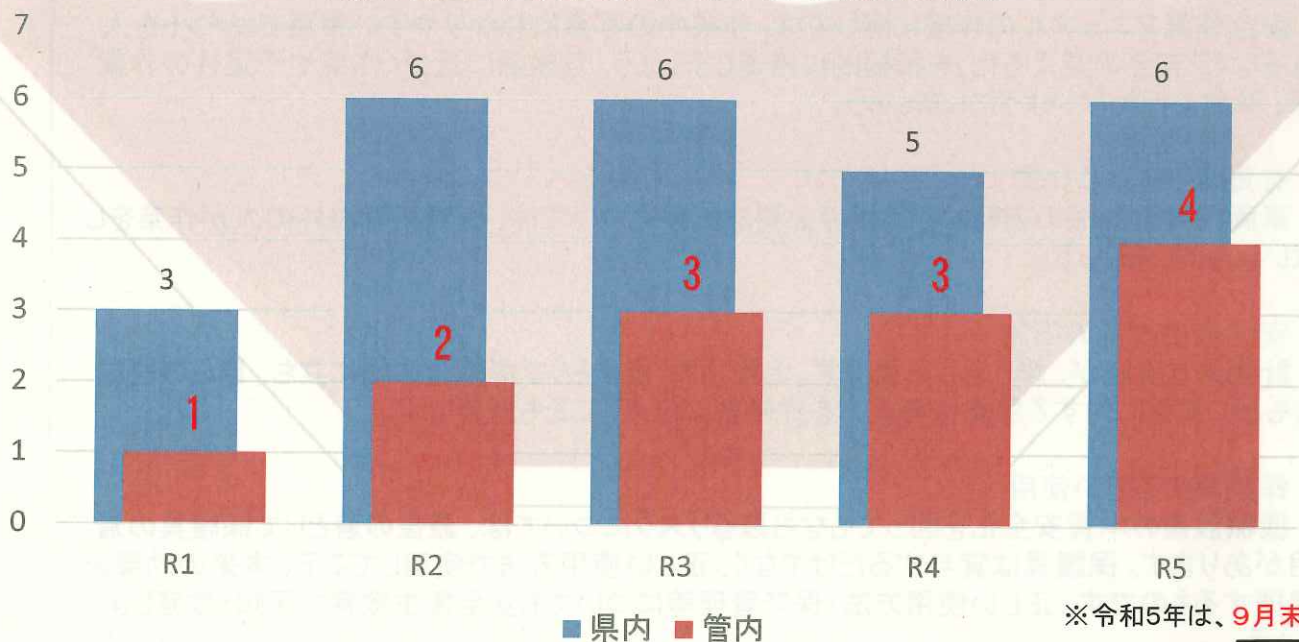
## 7 保護具の正しい使用

機械設備の本質安全化を図ってもなお残るリスクについては、最後の砦として保護具の着用があります。保護具は貸与するだけでなく、正しい使用方法で使用してこそ、本来の効果を発揮するものです。正しい使用方法・保守管理等についても安全衛生教育で周知・徹底しましょう。

令和5年における死亡災害一覧(甲府監督署管内)

番号	発生日 発生地	年齢 性別	業 種 職 種	事故の型 起因物	災 害 の 概 要	発生図
1	1月20日 南巨摩郡 身延町	64 男	建設業 作業員	墜落・転落 はしご等	単独で資材置き場の整理整頓作業中に、倉庫の屋根にかけ渡した移動はしごを昇降中に墜落、もしくは同倉庫の屋根上から墜落し、倒れているところを発見された。	
2	7月11日 甲府市	45 女	警備業 交通誘導員	交通事故 トラック	ガードレールを補修する道路上の工事現場にて、片側交互通行規制を行っていたところ、走行してきた3tトラックが当規制帯に突込み、交通誘導を行っていた被災者はねられた。	
3	9月21日 韮崎市	54 男	建設業 法面工	墜落・転落 地山、岩石	治山工事を行う現場において、測量作業を行っていたところ、法肩から足を踏み外し、約50メートル滑落した。	(調整中)
4	9月26日 韮崎市	53 男	製造業 作業員	墜落・転落 はしご等	果実の洗浄・選別のための槽(深さ3.1m)の内部に移動はしごで降りる際に、移動はしごが転移し、墜落した。	(調整中)

甲府労働基準監督署管内における死亡災害の推移



※令和5年は、9月末現在。

## 甲府労働基準監督署 第 14 次労働災害防止計画

## 1 アウトプット指標

## (1)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・50人以上を使用する事業場について、転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)に取り組む割合を2027年までに80%以上とする。
- ・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- ・増加している転倒災害・腰痛について、個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、リーフレット等を配布するなど、防止対策の徹底を図る。

## (2)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を周知し、その徹底を図る。

## (3)業種別の労働災害防止対策の推進

## ア 陸上貨物運送事業

- ・陸上貨物運送事業の事業場(荷主となる事業場を含む。)に対して、個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、「陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドライン」の周知、徹底を図る。

## イ 建設業

- ・50人以上の労働者を使用する事業場について、「墜落、転落」防止に関するリスクアセスメントの取組を実施している事業場の割合を85%以上とする。
- ・個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、「墜落、転落」災害の防止等に関するリスクアセスメント実施の周知、徹底を図る。

## ウ 製造業

- ・50人以上の労働者を使用する事業場について、機械による「はさまれ、巻き込まれ」防止等のリスクアセスメントの取組を実施している事業場の割合を80%以上とする。
- ・個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、転倒や機械による「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止対策等の徹底を図る。

## エ 林業

- ・個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の周知、徹底を図る。

## (4)労働者の健康確保対策の推進

- ・個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、ストレスチェック等メンタルヘルス対策を含む必要な産業保健サービスの提供等の周知、徹底を図ることにより、企業の積極的な取組を推進する。

## (5)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、危険性又は有害性を有するとされるすべての化学物質について、ラベル表示、安全データシート(SDS)の交付やリスクアセスメントの実施など労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等(新たな化学物質規制)について、周知、徹底を図る。

- ・熱中症について、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」期間を中心に、個別指導、集団指導等あらゆる機会を捉えて、暑さ指数の把握等を実施するなど労働災害防止対策の周知、徹底を行う。

## 2 アウトカム指標

### (1)労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる転倒災害による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ※新型コロナウイルス感染症によるものを除く(以下同じ)
- ・14 次防期間中における転倒による平均休業見込み日数を 38 日以下とする。
- ・増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛による死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

### (2)高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・増加が見込まれる 60 歳以上の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに増加に歯止めをかける。

### (3)業種別の労働災害防止対策の推進

#### ア 陸上貨物運送事業、建設業及び林業

- ・死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに5%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ 13 次防期間中と比較して 14 次防期間中の死傷者数を5%以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

#### イ 製造業

- ・機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を 2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、13 次防期間中と比較して 14 次防期間中に機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

### (4)労働者の健康確保対策の推進

- ・50 人以上の労働者を使用し、ストレスチェックの集団分析を実施している事業場において、集団分析を活用している事業場の割合を 2027 年までに 95%以上とする。

### (5)化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ・化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物との接触、爆発、火災によるもの)の死傷者数を 13 次防期間中と比較して、14 次防期間中に5%以上減少させる。
- ・熱中症による死傷者数を 13 次防期間中と比較して減少させる。

### (6)上記のアウトカム指標の達成を目指すことにより、労働災害全体として、以下のとおりの目標を設定する。

- ア 死亡災害については、2022 年と比較して 2027 年においては、20%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、13 次防期間中と比較して 14 次防期間中の死亡者数の総数を 20%以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

- イ 休業4日以上死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年においては、5%以上減少させることを基本としつつ、災害の動向を踏まえ、13 次防期間中と比較して 14 次防期間中の死傷者数の総数を5%以上減少させる。なお、最低限どちらか一方の目標を達成するものとする。

# 甲府労働基準監督署 第14次労働災害防止計画 (表・グラフ)

## 2 (1) 転倒災害による死傷者数

2022年	男性 75人 女性 118人 合計 193人	⇒	2027年	男性 74人以下 女性 117人以下 合計 191人以下
-------	------------------------------	---	-------	------------------------------------

## 2 (1) 転倒による平均休業見込み日数

2022年	40.1日	⇒	2027年	38日以下
-------	-------	---	-------	-------

## 2 (1) 社会福祉施設における腰痛による死傷者数

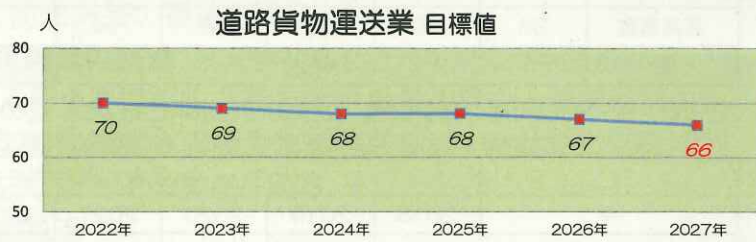
2022年	14人	⇒	2027年	13人以下
-------	-----	---	-------	-------

## 2 (2) 60歳以上の死傷者数

2022年	195人	⇒	2027年	194人以下
-------	------	---	-------	--------

## 2 (3) ア 道路貨物運送業 ①死傷者数を5%以上減少させる (2022年比)

	確定値	目標値
2022年	70	
2023年		69
2024年		68
2025年		68
2026年		67
2027年		66
14次防計		



②13次防期間中：346人×5%減=328.7

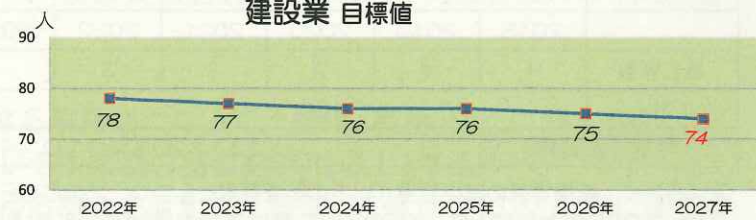
第14次防期間中の人数

328人以下

## 2 (3) ア 建設業

### ①死傷者数を5%以上減少させる (2022年比)

	確定値	目標値
2022年	78	
2023年		77
2024年		76
2025年		76
2026年		75
2027年		74
14次防計		



②13次防期間中：330人×5%減=313.5

第14次防期間中の人数

313人以下

## 2 (3) ア 林業

### ①死傷者数を5%以上減少させる (2022年比)

	確定値	目標値
2022年	6	
2023年		6
2024年		6
2025年		5
2026年		5
2027年		5
14次防計		



②13次防期間中：32人×5%減=30.4

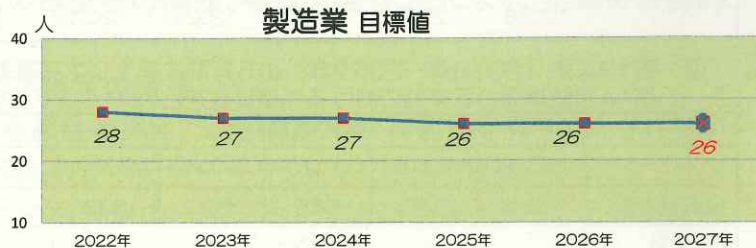
第14次防期間中の人数

30人以下

## 2 (3) イ 製造業

### ①機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる (2022年比)

	確定値	目標値
2022年	28	
2023年		27
2024年		27
2025年		26
2026年		26
2027年		26
14次防計		



②13次防期間中：135人×5%減=128.3

第14次防期間中の人数

128人以下

2(4) 労働者50人以上事業場におけるストレスチェックの集団分析を活用している事業場の割合

2022年	50.5%	⇒	2027年	95%以上
-------	-------	---	-------	-------

2(5) 化学物質

化学物質の性状に関連の強い労働災害の死傷者数を13次防期間中と比較して14次防期間中に5%以上減少させる

	第13次防					第14次防					合計件数
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
死傷者数	0	4	2	1	6						
計	13人					目標：12人以下					
第14次防目標	13人×5%減=12.4										12人以下

2(5) 熱中症

熱中症による死傷者数を13次防期間中と比較して減少させる

	第13次防					第14次防					合計件数
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
死傷者数	36	46	30	18	14						
計	144人					第14次防目標					143人以下

2(6) ア 死亡災害の減少目標（以下の①を基本としつつ、②のどちらか一方の目標を達成させる。）

① 2022年と比較して、2027年における死亡者数を20%以上減少させる

	3人×20%減=2.4										目標値 2人以下
年	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
死亡者数	4	1	2	3	3						

② 第13次防（2018年～2022年）の5年間に発生した死亡者数の20%以上減少させることとし、第14次防期間の5年間に発生した死亡災害を10人以下とする

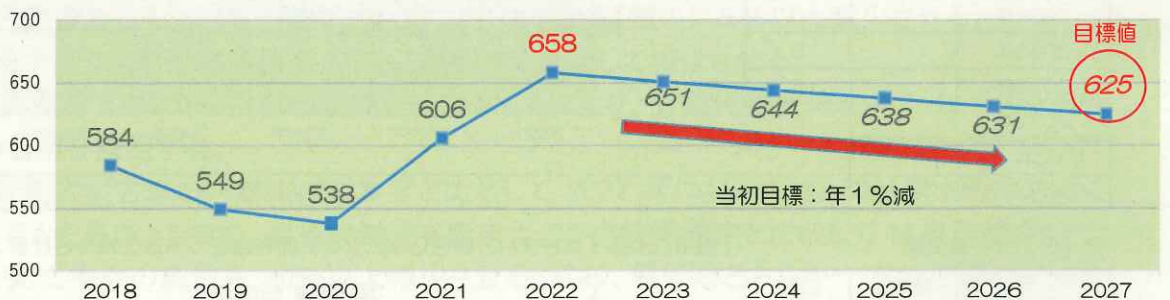
	第13次防					第14次防					合計件数
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
死亡者数	4	1	2	3	3						
計	13人					目標：10人以下					
第14次防目標	13人×20%減=10.4										10人以下

2(6) イ 死傷災害の減少目標（以下の①を基本としつつ、②のどちらか一方の目標を達成させる。）

① 2022年と比較して、2027年における死傷者数を5%以上減少させる

	658人×5%減=625.1										目標値 625人以下
	2018	2019	2020	2021	2022	目標値	2023	2024	2025	2026	2027
死傷者数	584	549	538	606	658	目標値	651	644	638	631	625
推進結果											

【死傷災害】14次防の目標



② 第13次防（2018年～2022年）の5年間に発生した死傷者数の5%以上減少させることとし、第14次防期間の5年間に発生した死傷災害を2,798人以下とする。

	第13次防					第14次防					合計件数
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
死傷者数	584	549	538	606	658						
計	2,935人					目標：2,798人以下					
第14次防目標	2,935人×5%減=2,788.3人										2,788人以下

## 職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

職場における労働災害による死亡者数(以下「死亡者数」という。)は、労使の皆様をはじめ、関係各位の御尽力により長期的には着実に減少してきています。

山梨労働局では、本年度を初年度とする「山梨第 14 次労働災害防止計画」を掲げ、2027 年の死亡者数を、2022 年の死亡者数である 5 人から 20 パーセント減少させ、4 人以下とするとともに、山梨第 14 次労働災害防止計画期間中(2023 年から 2027 年)の死亡者数を、山梨第 13 次労働災害防止計画期間中(2018 年から 2022 年)に発生した死亡者数 27 人から 20 パーセント減少させ、21 人以下とすることを目標として取り組んでいるところです。

しかしながら、山梨県内における令和 5 年 5 月末現在の死亡者数は 3 人と、前年同時期の 1 人から 3 倍増となっています。

令和 5 年に発生した死亡災害の内訳を業種で見ますと、2 件が建設業、1 件が産業廃棄物処理業となっており、事故の型別で見ますと、建設業の 2 件が墜落・転落、産業廃棄物処理業である 1 件がはさまれ・巻き込まれとなっています。

それぞれの死亡災害の発生原因としては、墜落の危険のある箇所において足場を設置していなかったことや墜落制止用器具を使用させていなかったこと、作業計画の策定及び周知がなされていなかったことと基本的な安全対策が講じられていなかったことが挙げられます。

以上のとおり、山梨県内では、あつてはならない死亡災害が多発しており、きわめて憂慮すべき事態となっていますが、山梨労働局では、災害発生原因を分析し、事故を発生させた事業場には、再発防止対策の実施を求めていくこととしております。

つきましては、貴職におかれましても労働災害防止のための取組をより一層強化いただくとともに、以下の事項による死亡災害の防止に係る取組が実施されるよう、危機感を持って傘下事業場に対する周知及び啓発を行っていただけますよう要請いたします。

- 1 現場にいる全ての労働者が危機感を持てるような効果的な安全衛生教育の実施、作業計画を策定すること
- 2 リスクアセスメント等により各現場の危険性の洗い出しを促進すること
- 3 貴団体が主体となって安全衛生パトロールを実施するなどの方法により、現場の安全意識の向上を図ること

令和 5 年 6 月 1 日

山梨労働局長 高西 盛登